

九八四年にはアジアからの看護婦留学生のためにイリノイ大
学に「バーヂニア・オルソン国際研究基金」を設立した。

二 明らかになった事実

「バーヂニア・オルソン物語」の執筆を通じて、GHQ/SCAP
Recordsなどの公的史料ではわかり得なかったGHQ看護改革の
実態を明らかにすることができた。そのいくつかを紹介する。

(一) オルトの再来日後の一九五〇年八月からGHQ看護課が
消滅する一九五一年六月二〇日まで、GHQ看護課には二
人の課長が存在した。職位はオルトの方が上位であった。

(二) オルトは上司である公衆衛生福祉局長サムス
(Crawford F. Sams) に相談しないでアメリカへの一時帰
国を決めた。オルトの行動は軍人であるサムスの怒りを買
い、サムスとオルトの関係が冷却化した。オルソンによる
と、サムスはオルトが再来日し看護課長に復職することを
望んでいなかった。一九五〇年八月、サムスは二人の看護
課長に対し、「日本人に求められた方が担当すればよい」と
いう曖昧な指示をだした。日本人看護婦たちは、二人の看
護課長のうち、やさしいオルソンを相談相手に選んだ。オ
ルソンは日本人看護婦の意志を尊重する方針で臨んだ。オ
ルソンの存在は、日本人看護婦にとって、一九四八年に制
定された「保健婦助産婦看護婦法」を日本的に改正させる
ためには都合がよかった。また、日本人看護婦たちに、多
く接したオルソンだけが看護課長であったと誤解をさせた。

(三) GHQ看護課スタッフの任期は、原則として二年であつ
たが、リクルートする時には必ずしも二年が提示されてい
たわけではなかった。リクルートもオルトの個人的な努力
で行われていた。

(四) GHQ看護課が行った看護学校や保健所への厳しい視
察に対して日本人、看護婦たちは、それをくぐり抜ける知
恵と対処方法を備えていた。

(東京慈恵会医科大学医学部看護学科・順天堂大学医学部医
史学研究室)

(平成十七年四月例会)

大分県公文書館所蔵

『昭和十五年監置精神病者に関する綴』解題

橋本 明

呉 秀三・榎田五郎の論文『精神病者私宅監置ノ実況及び
其統計的観察』(大正七年)の精読によりいくつかの疑問点
が生じた。そこで各道府県が定めていた私宅監置に関する規
定を調査したところ、その過程で大分県公文書館が所蔵する
『昭和十五年監置精神病者に関する綴』に行き着いた。この
ようなまとまった公文書が過去に分析されたことはなく、文
書を解説・整理する作業を開始した。

この綴は五百数十枚からなる書類の束で、八八の文書群か
ら構成されている。その内訳は、「1」監置に関わる文書

(五五件)、「2」厚生省に関わる文書(一四件、うち二件は欠落)、「3」各府県からの文書(一九件)と大別できる。

「1」の監置に関わる文書は、①監置許可(三一件、うち私宅監置三三件、病院監置八件)、②監置患者死亡(一八件)、③監置廃止(六件)に分類される。以下、①②③にかかわる

具体的な事例を簡潔に紹介したい。①監置許可については、例えば文書群五三(数字は筆者が整理の都合上附している通し番号)の「精神病患者私宅監置許可ノ件」で、医師の診断書、監護義務者と所轄警察署による監置許可願(監置室の構造図や被監置者に与える毎食の献立も明記)、県警察部の作成文書などによって、監護義務者の「火気ヲ弄ビ暴行癖ヲ有」する長男の監置が最終的に知事によって許可される過程を追うことができる。また、文書群九の「精神病患者私立病院監置許可ノ件」からは、患者の妻に監護義務遂行上の支障はないものの「家業遂行ノ都合上」で佐藤脳病院(大分市)に監置されたことがわかる。②文書群六八の「監置精神病患者死亡ノ件」の書類には、死亡診断書と監護義務者および所轄警察署による死亡届に加えて、県知事による指令書(監置許可証)が添付され、死亡時には指令書返納の義務があったことがわかる。③文書群八の「監置精神病患者監置廃止届ノ件」は、「精神分離病」の患者が十ヶ月前から私宅監置されていたが、監護義務者より医師の診断書を添えて監置開放願が出され、監置が廃止された例である。他方、文書群五四の「精神病患者監置廃止ノ件」で扱われているのは、既に監置許可で紹介した文書

群九と同じ患者で、三ヶ月ほどの病院監置を経て全治し、退院とともに監置廃止となった。この患者の監護義務者は、廃止の際に返納することになっていた県知事による指令書を紛失したため所轄警察署長あてに始末書を提出している。

次に「2」の厚生省に関わる文書は、主として月報のかたちで厚生省予防局から大分県に送付された「精神病院収容患者状況調ノ件」(文書群四〇など)であり、各道府県の公立および代用病院に収容されている毎月の患者数、退院者数、死亡者数を一覽で示している。ただし、大分県にはこの種の病院がなかったため、一覽の患者数は常にゼロである。一方、「精神病患者収容施設調査ノ件」(文書群三)は、県内にあるすべての精神病患者収容施設の状態を厚生省に報告した時の文書である。大分県は代用病院ではない私立精神病院として、佐藤脳病院(現在収容人員一一)と別府脳病院(同四六)をあげ、また公立監置室(恐らく大分市の市有監置室)に二人が収容され、私宅監置室の収容者数を一五九人と報告している(以上は厚生省予防局「昭和十五年一月一日現在 精神病患者収容施設調査」に反映)。目を引くのは文書群八八の「精神病患者私宅監置室ノ写真ノ件」で、このなかで厚生省は精神病患者監護法および精神病院法改正の資料として「私宅監置室中収容施設最モ不良ナルモノ」の写真送付を各府県に依頼している。大分県は私宅監置室の写真一枚と公立監置室(市有監置室、大分市上野)の写真三枚を用意している。こうして全国から厚生省に集められたと考えられる写真の所在は明らかになっていない。

最後に「3」の各府県からの文書のほとんどは、知事または警察部長から出された逃走手配（二五件）およびその解除（三件）に関わるものである。例えば文書群三四の滋賀県警察部長から各府県警察部長に宛てた書類には、患者の氏名、住所や逃走日時に加えて、「丈五尺四寸位 色白 顔長 一見好男子」という人相や着衣、「江州訛」などという方言の特徴も記されている。逃走手配は、精神病者監護法第五条にある監置患者が行方不明となった場合の行政庁への届出義務を受けたものと考えられるが、監置患者だけではなく、（監置の必要はないが警察署が台帳で把握している）非監置患者も手配されている。

今回の発表では事例が中心となったが、監置患者の監置開始時期や死亡時期などに関する数量的な分析はまた別の機会に紹介したい。なお、発表後に個人情報を含んだ史料の取り扱いについて若干の議論があった。昨今の個人情報管理をめぐる社会状況の厳しさを考えると、精神病者の生活史にまで踏み込んだミクロな視点をもつ調査研究にとって、その研究活動と個人情報保護との調整が今後も課題と思われた。

（愛知県立大学文学部）

（平成十七年五月例会）

*** 紹介 ***

溝上 國義 編

『日露戦争従軍記——軍医の陣中日記』

「日露戦争」と戦陣医療と言えば鴉外の「第二軍軍医部長臨時報告」がある。これは第二軍軍医部長森林太郎から野戦衛生長官小池直正への報告文章の纏めであり、主として第二軍軍医部の状況報告（野戦病院等の配置、戦死・戦傷者の状況、衛生材料等の充足状況等々）と第二軍の第一、三、四師団及び兵站部各軍医部長への訓示内容が掲載されている。

野戦での伝染病の発生、戦病死者の状況や衛生隊、野戦病院の戦間配置の状況等が正確に読み取れる。「出征軍医ノ用意ハ手術心二動カサレザルニ在リ軍医ハ状況止ムヲ得ザルトキ始メテ手術刀ヲ取ルベシ」。これも鴉外の配下への訓示の一例であるが、この「報告」では戦陣医療の概略は読み取れるが、第一線の医療現場の軍医や衛生兵の姿は見えない。

鴉外はこの出征中に満州から約二五七通の手紙を主として妻の林しげ子宛にも出している。この手紙では逆に全く戦況や勤務についての記載がなく、戦陣での私生活の便りである。恐らく防諜上の配慮からと思われるが、ここでも一人ひとりの「軍医」の姿と傷病兵の姿は読み取れない。

日露戦争当時の野戦での「軍医」の日常勤務や生活状況については、昨年十月に出版された溝上定男氏が残した「陣中日誌」が克明にそれを伝えてくれるものとなった。